

岩手県告示第 642 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 T. R ホームサービス	八幡平市松尾寄木第 26 地割 30 番地 1	笑笑の家ヘルパーステーション	八幡平市松尾寄木第 1 地割 505 番地 131	平成 19 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人 介護センターうれいら	下閉伊郡岩泉町岩泉字中野 40 番地 94 号	特定非営利活動法人 介護センターうれいら	下閉伊郡岩泉町岩泉字中野 40 番地 94 号	平成 19 年 6 月 30 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 T. R ホームサービス	八幡平市松尾寄木第 26 地割 30 番地 1	笑笑の家居宅介護ケアサポートセンター	八幡平市松尾寄木第 1 地割 505 番地 131	平成 19 年 2 月 23 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人 介護センターうれいら	下閉伊郡岩泉町岩泉字中野 40 番地 94 号	特定非営利活動法人 介護センターうれいら	下閉伊郡岩泉町岩泉字中野 40 番地 94 号	平成 19 年 6 月 30 日